

議案第 6 4 号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年川崎市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年 3 パーセント」を「無利子」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦による元利均等償還」を「、半年賦又は月賦による均等償還」に改め、同条第 2 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 0 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 1 4 条及び第 1 5 条（月賦による償還に係る部分を除く。）

の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の

世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の利率を改定すること、償還方法に月賦償還の方法を加えること等のため、この条例を制定するものである。